

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部福祉保健課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	中尾 美恵子
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)</p> <p>高齢者や障害者等の要配慮者に対する避難支援対策を推進します。また、難病患者及びその家族が安心して療養できる環境整備と生活の質を向上させる取組を行い、生活困窮者に対しては相談支援体制を整備し自立促進を図ります。さらに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。</p>						<p>(取組項目)</p> <p>i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ii) 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上 iii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 iv) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 v) 依存症患者やその家族に対する支援体制の整備</p>				
事業群	指標	基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	避難行動要支援者の個別支援計画を作成済み市町数(累計)	目標値①	5市町	9市町	13市町	17市町	21市町	21市町(R2)	<p>個別支援計画の策定取組状況については、平成31年4月当初は一部策定が5市町、未着手が11市町であったが、市町避難行動要支援者担当課長会議の開催や市町への通知を发出するなど、個別支援計画策定の取り組みを働きかけた。結果、未着手の全ての市町が策定に着手し、一部策定が10市町となった。しかしながら、策定完了市町は1市町であり、目標の17市町は達成できなかった。</p> <p>令和元年度に開催した会議等の中で、策定にあたり市町が抱える課題として、地域における様々な現状や市町のマンパワーの問題などの課題が浮き彫りとなった。今後、会議等において、課題解決に向けた有効事例などを紹介することや情報を共有しながら、今後も市町に対し継続的な働きかけを行い、同計画の策定を推進していく。</p> <p>OR2.4.1現在の避難行動要支援者数 68,123人 うち、計画策定に必要な要支援者本人の同意28,659人分、個別支援計画策定済み人数10,110人</p>	
		実績値②	1市町	1市町	1市町	1市町		進捗状況		
	②/①(達成率)	20%	11%	7%	5%		遅れ			

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 (令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容))	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業						
				H30実績	うち 一般財源	人件費 (参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率					
				R元実績						R元目標	R元実績								
				R2計画						R2目標									
1	取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	H17-	1,217	692	0	県内の小・中・高校・ろう・盲・特別支援学校	事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。 CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておき、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備している。令和元年度においては、学校からの要請に対しCRTを派遣した。 DPATについては、平成28年度の熊本地震派遣を経て、緊急時に現地への派遣ができる体制の推進を図ってきている。令和元年度においても訓練を実施した。 ※CRT: こころの緊急支援チーム ※DPAT: 災害派遣精神医療チーム		活動指標	研修会開催回数(回)	3	3		100%	●事業の成果 ・CRTについては令和元年度も1件の出動実績あり。運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるよう専門家チームの体制を整備している。 ・チーム員登録要件の見直しを行い、平成30年度から2か年を試行として取り組み、登録員数の目標は達成できた。 ・DPATについては令和元年度出動実績なし。国の主導する訓練等に統括者、先遣隊員等を派遣し体制整備を行っている。県内で予定していた訓練については新型コロナの影響で中止となった。 ●事業群の目標への寄与 ・訓練(研修)、実際の派遣を通じ、学校内外における事件・事故の際の、児童生徒への二次被害防止、事故・災害時における精神障害者への医療支援を迅速に行なえる体制の推進を図ることで要配慮者に対する避難支援対策の推進に寄与した。	○		
				1,400					700			0	3						
		障害福祉課	H17-	1,565	783	0			根拠法令			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	成果指標	こころの緊急支援チーム登録員数(人)	30			42	140%
													40						
2	取組項目 ii	指定難病対策費	H27-	2,119,075	1,091,719	47,832	難病患者	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	活動指標	指定難病認定件数(件)	数値目標なし	12,178	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ●事業群の指標への寄与 ・医療受給者証申請手続き等の機会を通じて要支援者の把握に協力するとともに、個別支援計画の内容について療養上の助言を行った。	○				
				2,286,937							1,172,289	47,724	数値目標なし			12,450	—		
		国保・健康増進課	2,553,620	1,301,509	31,900	根拠法令					難病の患者に対する医療等に関する法律	成果指標	—			—	—		
3	取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	H18-	11,367	5,684	3,189	難病患者・家族	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	活動指標	難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	964	60%	●事業の成果 ・難病患者やその家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として、療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。 ・令和元年度から県北地区で個別相談会及び難病カフェを月1回開催したことにより、難病患者の相談支援に寄与した。 ・相談件数は増加傾向にあるものの、センターの支援により就労した人数は減少し、目標は達成できなかった。	○				
				11,491							5,746	3,182	1,600			1,059	66%		
		国保・健康増進課	11,597	5,799	3,190	根拠法令					難病の患者に対する医療等に関する法律	成果指標	難病相談・支援センターの支援により就労した人数(人)			20	19	95%	
									20	14	70%								
										20									

4	取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	H13-	4,568	2,284	3,189	難病患者・家族	難病患者に対して入院・転院医療施設の確保や在宅療養患者への往診医の紹介、療養相談等、難病患者とその家族が安心して療養できる環境の提供を行った。 長崎県難病支援ネットワークを形成する難病診療連携拠点病院や難病医療協力病院などの関係機関とのネットワーク会議を開催し、新しい難病医療提供体制の周知や今後の具体的な体制構築に向けて先進事例の研修を行った。	活動指標	入転院先・往診医の依頼件数(件)	14	5	35%	●事業の成果 ・市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者およびその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を行った。 ・各医療機関のソーシャルワーカーや相談員が個別に対応するケースがあり、相談件数は伸びていない。
				5,723	2,862	3,182			14	5	35%			
				7,547	3,774	3,190			100	100	100%			
		根拠法令	難病特別対策推進事業実施要綱 長崎県難病医療提供体制整備事業実施要綱	成果指標	ネットワーク構築による6ヶ月以内の入転院等相談解決率(%)	100	100	100%						
		国保・健康増進課								100				
5		難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	H11-	300	201	797	ホームヘルパー等	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識及び技能を有する、ホームヘルパーの養成を行った。	活動指標	養成研修実施回数(回)	4	3	75%	●事業の成果 ・県立保健所の協力を得ながら、県央地区、上五島地区の2ヶ所で研修会を実施。難病患者の療養生活を身近で支えるホームヘルパーの資質向上に寄与した。 ・事業所の人手不足等により研修会の実施が2回にとどまり、また受講者数が少なく目標は達成できなかった。
				173	98	557			4	2	50%			
				392	234	1,595			4	77	64%			
		根拠法令	難病の患者に対する医療等に関する法律	成果指標	修了証書発行者数(人)	120	40	33%						
		国保・健康増進課								120				
6		生活困窮者自立支援事業	H27-	48,529	15,437	3,188	生活困窮者及び被保護者	生活困窮者の相談に応じ、アセスメント(困窮の背景・要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること)を実施して個々のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。(西彼地区、東彼地区、北松地区で実施)	活動指標	就労支援対象者数(人)	105	41	39%	●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・活動指標は、昨年度と比較して増加した。 ・目標未達成については、就労支援の対象者が実際に就労し定着するためには1年以上係る事例もある事や令和元年度の有効求人倍率が前年度に比べ減少した事等に起因するもの。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・就労支援対象者の半数以上が就労・増収に繋がるとともに、自立促進が図られている。
				55,771	13,892	3,181			105	81	77%			
				55,795	17,534	3,190			60	93	155%			
		根拠法令	生活困窮者自立支援法	成果指標	就労・増収率(%)	60	54	90%						
		福祉保健課								60				
7	取組項目 iii	被保護世帯自立推進事業	H17-	45,680	29,407	5,979	被保護者	就労可能な被保護者に対し、福祉事務所の自立支援プログラムによる支援(ハローワークと連携した就労支援、就労支援員による就労支援を含む)を行い、就職等により自立を図った。 ・頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 ・診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	活動指標	就労支援を行う就労可能な被保護者数(人)	109	113	104%	●事業の成果 ・ハローワークと連携し被保護者に対し集中的な就労支援を行った結果、活動指標は目標を達成したものの、成果指標は対象者が稼働能力があると判断されても、これまでの生活歴や職歴等によりすぐに一般就労に結びつきにくいという傾向があることに加え、前年度に比べ有効求人倍率が減少しているなどの理由により達成できなかった。 ・頻回・重複受診等不適切な受診を行った被保護者に対して、嘱託医及び主治医の意見聴取を踏まえ個別訪問等を通じて指導を実施した結果、10名の被保護者の受診状況の改善が図られた。 ・診療報酬明細書の審査・点検によって過誤調整を行い、適正な医療費の算定が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・保護受給期間の長期化や高齢化により就労が困難な被保護者が増加する中で、一定数、新規就労を開始しており、自立促進につながっている。
				44,930	30,297	5,965			109	105	96%			
				51,307	35,416	5,981			109					
		根拠法令	生活保護法	成果指標	就労により自立した世帯数(世帯)	52	24	46%						
		福祉保健課								52	32	62%		
										52				

8		生活保護措置費	S25-	2,414,231	858,193	5,181	被保護者	生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施した。	活動指標	生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,414,231	—	●事業の成果 ・生活保護の開始申請に対しては、特別な場合を除き、法定期間内に保護の決定を行った。 ・保護受給中には、傷病者、稼働能力がある者、子供を抱えている世帯等、対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員による自立に向けた支援を行った。
				2,426,107	787,539	5,170					数値目標なし	2,426,107	—	
				2,407,833	786,759	5,183					数値目標なし	1,088	—	
		福祉保健課		2,407,833	786,759	5,183	根拠法令	生活保護法	成果指標	生活保護世帯数(世帯)	数値目標なし	1,078	—	
9	取組項目 iii	民生委員費	S41-	143,518	142,560	3,188	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。	活動指標	民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	130	108%	●事業の成果 ・地域福祉のニーズが多様化する中、民生委員・児童委員活動の支援のため研修等を実施した結果、活動日数は目標値を上回ったものの年間相談・支援件数は制度の周知不足等もあり目標に届かなかった。
				145,734	144,399	3,181					120	131	108%	
				138,127	136,520	3,190					60	41	68%	
		福祉保健課		138,127	136,520	3,190	根拠法令	民生委員法	成果指標	民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60	39	65%	
10		生活福祉資金貸付事業費	S30-	19,519	9,760	2,391	低所得・障害・高齢・失業者世帯	低所得者や障害者等が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。 (利率) ・連帯保証人有の場合は無利子 ・連帯保証人無の場合は年1.5% 新型コロナウイルス感染症による収入減少者等に対する特例貸付等を実施。	活動指標	資金貸付件数(件)	581	445	76%	●事業の成果 ・生活困窮者自立支援法の各事業と連携して事業を実施しているが、申請者が減少し貸付件数の目標に達していないが、償還率は目標を達成しており低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与している。
				372,872	9,595	2,386					581	419	72%	
				18,865	9,595	2,392					82	83	101%	
		福祉保健課		18,865	9,595	2,392	根拠法令	長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例	成果指標	貸付金償還率(%)	82	83	101%	
11	取組項目 iv	自殺総合対策強化事業	H19-	23,815	8,005	47,832	一般県民・自殺対策に関係する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	平成29年度に策定した「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(H29～H33)に基づき、民間を含むさまざまな関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力で、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進した。	活動指標	長崎いのちの電話相談対応件数(件)	—	11,802	—	●事業の成果 ・「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく、総合的な自殺対策の推進。 ・地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策の強化。 自殺者数推移 目標値 実績値 平成29年: 人 214人 平成30年: 193人 207人 令和元年: 189人 人 令和2年: 184人 人 令和3年: 180人 人 ●事業群の目標への寄与 ・行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進を図ることにより、自殺者数の減少に寄与した。
				24,835	7,518	47,724					—	10,803	—	
				22,230	5,868	47,850					193人以下	207	0%	
		障害福祉課		22,230	5,868	47,850	根拠法令	自殺対策基本法	成果指標	自殺者数(人)	189人以下	181(1月～11月末)	100%	
12	取組項目 v	依存症対策総合支援事業費	H30-	4,764	2,384	19,930	一般県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図った。 ①依存症対策ネットワーク協議会の開催(長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定) ②依存症専門相談支援(依存症専門相談員の配置) ③依存症専門医療機関の明確化(専門医療機関3、治療拠点機関1の選定) ④依存症関係者研修会の開催 ⑤回復支援 ⑥民間団体活動支援 ⑦普及啓発・情報提供(シンポジウムの開催)	活動指標	研修会参加者数(人)	66	199	301%	●事業の成果 ・相談支援体制の整備、充実を図るため、H31年度は、センター主催と保健所単位での研修会を開催し、依存に関する問題に対応できる人材を育成することができた。目標達成できた。 依存症相談体制の整備 相談者数推移 目標値 実績値 H29年度 — 1,229人 H30年度 1,229人 1,484人 R1年度 1,484人 1,472人 ●事業群の目標への寄与 ・相談支援体制の整備、充実を図ることで、前年並みの相談件数の維持へ寄与した
				5,988	2,995	19,885					199	375	188%	
				26,139	12,521	33,495					375	—	—	
		障害福祉課		26,139	12,521	33,495	根拠法令	ギャンブル等依存症対策基本法	成果指標	依存症に関する相談件数(延件数)	1,229	1,484	120%	
										1,484	1,472	99%		
										1,484	—	—		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、令和2年度1件の派遣要請があり、派遣実績あり。緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施。</p> <p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、平成28年度熊本地震において、厚生労働省からの災害派遣要請を受け、4月27日から6月30日までの約2か月、1チーム5人もしくは6人体制で計10班、延べ57人を派遣。平成29年度に設置要綱や活動要領を定め、平成30年度には運営委員会を設置した。チーム資機材についても計画的に配置してきており、令和元年度はパソコン、衛星携帯電話を配置した。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CRT 引き続き基礎研修会、フォローアップ研修会を開催し、緊急時に迅速に対応できる人材育成を行う。 ・DPAT 本県被災時のDPAT調整本部機能の強化のための訓練を行う。 DPAT協力医療機関増加にむけて依頼を行う。
<p>ii 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>(指定難病対策費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑かつ大量の事務に対応するため、ICT技術を活用した事務の効率化を継続していく必要がある。 ・保健所が行う療養支援において、必要な基礎データの収集や蓄積が不十分である。 <p>(難病相談・支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、SNSの普及により情報収集や患者・家族の交流が可能となり、相談件数は減少傾向にある。 ・長崎、佐世保では継続して「難病カフェ」を開催し、患者・家族の交流の場を提供することができた。 <p>(難病支援ネットワーク事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい難病医療提供体制の構築のため拠点病院、協力病院を指定したが、拠点病院の役割が不明瞭であり、協力病院等相互間の連携も不十分である。 <p>(難病患者等ホームヘルパー養成研修事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ではヘルパーが不足し、研修時間の確保が難しい状況にある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(指定難病対策費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省事業を活用しICT技術を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスの実践モデルを構築する。 ・県独自の難病システムを見直し、療養支援と効果的に連携できるシステムの導入を検討する。 <p>(難病相談・支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやSNSを利用した情報発信 ・長崎、佐世保以外の地域において関係機関の連携によりセンターの取組を広げていく。 <p>(難病支援ネットワーク事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者への研修や地域医療機関への情報提供・収集を行い、ネットワーク内の連携を強化する必要がある。 <p>(難病患者等ホームヘルパー養成研修事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者のニーズに応じた時間設定やテレビ会議システムの活用など、受講しやすい環境づくりを行う。

<p>iii 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労可能な被保護者に対しては、生活保護開始直後から早期脱却を目指し、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上でハローワークと連携しながら集中的に就労支援を行ったものの、本人の就労意欲の減退及び求人とのミスマッチ、病気の再発などが理由で就職に繋がらなかったケースもあった。 (医療扶助の適正な実施) ・生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。 また、診療報酬明細書については、適正な医療費の算定を行う必要がある。 (生活保護費の支給) ・令和2年3月の世帯数は21,344世帯、生活保護人員は27,536人で、保護率は2.09%であった。前年同月と比較すると世帯数は259世帯の減、人員は675人の減員となった。本県の高い保護率の要因は、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景にした人口の動きが多い都市部の保護率が高いことや、県全体において被保護世帯の多くを高年齢世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。 (民生委員・児童委員活動の推進) ・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者対応などさらに広がりを見せているため、地域福祉に関わる法改正や新制度に関する講習を行うなど、社会状況の変化に対応できる取組に努めた。しかしながら、活動日数は目標を達成したものの、民生委員・児童委員の活動の周知につながらず相談・支援件数が目標達成できなかった。 (生活福祉資金貸付事業費) ・生活福祉資金の貸付にあたっては生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。給付型奨学金制度の普及により教育支援資金の件数が減少するなど申請数の減により、目標を達成することはできなかったが、償還率の目標を達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与していると思われる。 (生活困窮者自立相談支援) ・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであり、新規相談受付件数の割合(本県21.7件/月)は、厚生労働省の定める目標値(16.0件/月)を上回った。 ・また、任意事業の実施自治体が少ない。(就労準備支援事業:26.7%、家計改善支援事業:33.3%) ・即座に就労につなぐことが難しい対象に対して就労訓練等を行う、就労訓練事業所が少ない。 ・子どもの学習支援事業についても利用者の拡大を図る必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員による相談・助言、求職活動への支援・同行、個別求人開拓、定着支援を集中的に実施する。 (医療扶助の適正な実施) ・就労指導が困難なケースのうち知的障害、精神疾患及び発達障害の可能性が高いケースについては、医療機関受診につなげ、診断結果により本人の体調に合わせた就労指導を行うなど、対象者の特性や状態像を把握した上で支援する。 ・このため医療扶助相談・指導員等による被保護者に対する頻回・重複受診等に係る受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し、自立助長を推進する。 ・また、診療報酬明細書については、審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費の算定を行う。 (生活保護費の支給) ・引き続き、適正な生活保護制度の運用を行う。 (民生委員・児童委員活動の推進) 心配事・悩み事を抱えながら相談する相手がわからない、民生委員制度を知らないなど、支援が必要な方が民生委員・児童委員への相談へつながるよう、より一層、県・市町広報誌への掲載等、市町や民児協等と連携して制度を周知していくと共に、市町等と連携して目標達成に向けた取組を検討していく必要がある。 (生活福祉資金貸付事業) 生活の立て直しが必要な相談支援を行っていくとともに、そのために貸付が必要な方へ対して今後もセーフティーネットの施策の一つとして、制度の積極的な周知が必要である。 (生活困窮者自立相談支援) ・平成30年度は県ホームページにおいて制度を周知を図ったところであり、今後も相談件数の増加など本事業のさらなる推進に努める。 ・生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、引き続き任意事業の積極的な実施を推進する。 ・認定就労訓練事業所を増やしていくため、制度の広報・周知に努める。 ・子どもの学習支援事業については利用者のプライバシーに配慮しながら、積極的に事業のPRを行うと同時に、関係機関と連携しながら事業の推進を図る。
<p>iv 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできており、また各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動等、ネットワークづくりも特徴ある取り組みへと具体化してきている。R元年度末までに各市町で自殺対策計画が策定されたが、計画が始まったばかりであり、市町により人材育成等の施策の実施に差があることが、結果的に県の目標値の未達成につながっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。市町の自殺対策計画に基づいた施策が実施できるよう、県で支援を行う。</p>
<p>v 依存症患者やその家族に対する支援体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>依存症に関する相談は増加傾向にあるが、県民が依存症が病気であるという認識が十分でないことや本人が病識をもちにくいこと、相談等につながりにくいことを考えると、実態を把握した上での対策の強化が必要である。また、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。</p> <p>依存症の専門医療機関として、3医療機関及び治療拠点機関として1医療機関選定を行ったが、さらに身近で受診できる体制が必要であることから医療提供体制を整備していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発等の強化 県民向けの講演会を開催する。 ・予防教育啓発事業の実施 本県の実態に基づいた取組を実施するための実態調査等の実施と結果に基づいた予防教育内容を検討する。 ・依存症医療提供体制の整備に向けた医療従事者向けの研修会を開催し、依存症専門医療機関等の選定を行う。

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業 障害福祉課	-	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時速やかに派遣できるような体制を整えておくため、引き続き人材育成やチーム資機材の整備が必要。	現状維持
2	取組項目 ii	指定難病対策費 国保・健康増進課	R2新規	②	本事業は、難病患者に対する医療等に関する法律に則って行われており、難病患者の療養生活の質の向上、家族の負担軽減等に寄与するために、適切な事業運営を継続していく。 ICTを活用した指定難病業務の効率化に継続して取組む。 療養支援の充実を図るため、受給者証交付のために運用している難病システムを見直し、難病患者の基礎データ(医療費給付や病状など)を効率的に収集し、施策に活用することの出来るシステムの導入を検討する。	改善
3		難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター) 国保・健康増進課	県北地区での個別相談会の開催を月1回から週1回に増やし、対面による相談がしやすい環境を整える。	②	長崎、佐世保が中心となっている相談支援等を他の地域に広げていくため、保健所、難病支援ネットワーク、障害者就業・生活支援センター等の支援機関と連携して取組んでいく。	改善
4		難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業) 国保・健康増進課	難病診療拠点病院における研修会を実施する。	②	新しい難病医療提供体制に求められている早期に正しい診断をする機能、身近な医療機関で医療を提供する機能等を強化するため、医療関係者への研修を行い難病に対する理解を深めるとともに拠点病院と協力病院ならびに地域医療機関との情報共有の場を設けていく。	改善
5	取組項目 ii	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 国保・健康増進課	テレビ会議システムを活用し、各研修会場に配信することで講師の移動負担を軽減する。	②	厚生労働省通知により「常勤ヘルパーとして難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事する者については、基礎課程を修了するように努めるものとする」とされており、今後も引き続き、本事業による難病ホームヘルパーの養成が必要であるため、開催する際は関係機関へ周知し、受講対象者の掘り起こしを図るとともに、開催日程や時間帯を受講対象者のニーズに合わせて調整し、受講しやすい環境を整える。また、テレビ会議システムの活用に加えて、新たにビデオによる研修を検討する。	改善
6		取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業 福祉保健課	(生活困窮者自立相談支援) 担当課長会議の開催や、国の研修会の内容を踏まえた実践的な学びに特化した研修の開催などにより、従事者の資質向上と新規相談件数の増加、任意事業の取組推進を図る。 また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後相談者数の増が見込まれることから、国補正予算を活用し、人員増などを通じて体制強化を図る。 子どもの学習支援事業については対象者の拡大に向けて、関係機関との連携等、対象者への周知方法を工夫する。	②	自立相談支援事業(必須事業)は、本県全体の新規相談件数の割合が全国平均を上回った(H30年度)。引き続き、制度全般について広報誌等を活用し一層の周知を図る。併せて、市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。 自立相談支援事業を実施している市町及び運営事業者を個別訪問し、事業運営状況のヒアリングを実施し、助言を行う。 自立相談支援事業と県内の社会福祉法人が実施する生計困難者レスキュー事業との連携体制の構築を図り、迅速かつ確実な支援の実施を図る。 任意事業の就労準備支援事業及び家計改善支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、利用者の拡大のため、広報誌等を活用し、より一層の周知を図る。 就労支援をより円滑に行うため、県内の就労訓練事業を行う。 子どもの学習支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。

7		被保護世帯自立推進事業	—	②	ハローワークと連携し、支援対象者のうち、資格、職歴等がなく就業に不安を抱いている方に対して就業に対する理解と関心を深め、就業への自信が得られるよう、職場体験講習の参加などを促していく。 また、引き続き被保護者就労準備支援事業と一体的な実施を図り、被保護者の就労・自立を推進する。	改善
		福祉保健課				
8		生活保護措置費	—	—	引き続き、生活困窮者に対し生活保護法に基づいて必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を行う。	現状維持
		福祉保健課				
9	取組項目 iii	民生委員費	(市町民生委員児童委員協議会運営費補助金) 民生委員・児童委員の定員見直し等により補助金を見直した。 (県民生委員児童委員協議会会長研修業務委託) 離島からの研修参加者旅費を委託料の対象経費として追加した。	②⑨	地域住民の認知が低く、新たに相談・支援が必要になった際に民生委員・児童委員への相談につながらないことが大きな要因であるため、市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等への掲載、地元行事への参加等によるPR活動を充実する等、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会と連携し制度の周知広報を行なっていく。また、引き続き民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を推進するとともに、民生委員・児童委員活動が地域住民の認知につながる方策を検討していき、相談・支援件数の増に努めていく。 あわせて、民生委員・児童委員の受持ち世帯の平準化、及び参酌基準を踏まえた適正配置への見直しについて、前年度見直しを行なったが、引き続き必要な市町と継続して検討・協議していく。	改善
		福祉保健課				
10		生活福祉資金貸付事業費	(R2補正) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した世帯を支援するため、要件を緩和した特例貸付を実施し、資金需要に対応するため貸付原資の増額を行なった。	—	引き続き生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、相談支援を継続的に行う等、今後も低所得者や障害者等に対して経済的自立に向けた支援及び償還促進を図っていく。	現状維持
		福祉保健課				
11	取組項目 iv	自殺総合対策強化事業	令和元年末で、各市町の自殺対策計画の策定が完了したことから、令和2年度は研修等の実施をとおして、市町が施策を着実に実施できるよう支援を行う。	⑤⑥	引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働等関連施策との連携を図り、自殺対策を推進していく。令和3年度は地域自殺対策推進センターにおいて引続き自殺対策計画の策定を完了させた市町について計画の進捗管理への支援、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化する。コロナ禍による雇用環境の悪化により失業率の上昇が予想されることから、県民が相談しやすいよう関係機関と連携を図り相談体制の強化を行う必要がある。	改善
		障害福祉課				
12	取組項目 v	依存症対策総合支援事業費	R元年度にギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定した。本計画に基づきさらに本県の実態に基づいた取組を進めるため、調査研究を行い対策について検討することとした。 医療提供体制を整えていくため、依存症治療拠点機関を中心とした医療者従事者向けの研修会の開催する。	⑥	今後も保健、医療、福祉、民間団体等との連携を図り、R2年度実施する調査結果を踏まえた本県の実情に応じた依存症対策の充実をより一層図る必要がある。また、依存症専門医療機関及び治療拠点機関を中心とした医療機関間の連携体制の構築など医療連携体制の整備を図る。	改善
		障害福祉課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点